

宮広域選管告示第5号

令和7年6月30日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）
第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条
第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第
1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の
50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に
6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得
た数は、次のとおりである。

令和7年7月14日

宮崎県後期高齢者医療広域連合
選挙管理委員会委員長 黒木 雄三


1 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1
項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

17, 472人

2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1
項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第
291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数
に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3
分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

209, 196人